

外形標準課税の適用法人の見直しについて

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税について、対象法人が段階的に変更されます。

現在の外形標準課税の対象法人（資本金1億超の法人）に加え、下記の法人が対象法人となります。

見直し（1）－減資への対応－

（R7.4.1以後に開始する事業年度から適用）

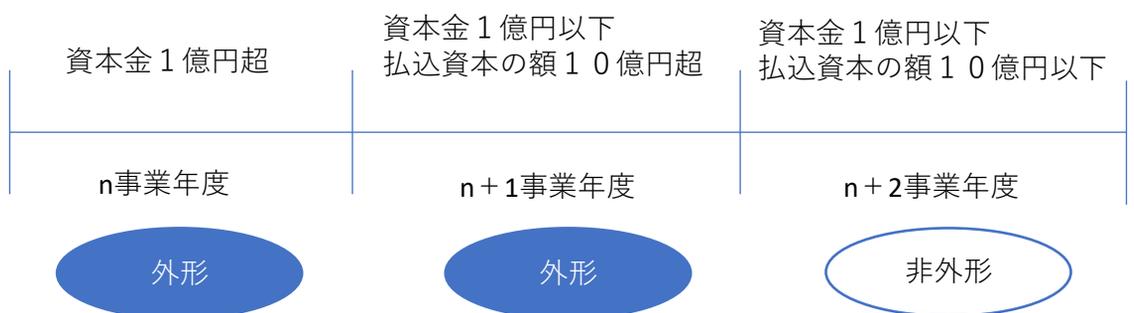
当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、当事業年度に資本金1億円以下で、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象となります。外形標準課税の対象の判定は事業年度末の状況で行います。

企業会計上の貸借対照表

資本金 (現行基準 1 億円超)	
資本 剰余 金	資本準備金
	その他資本剰余金

補充的な基準
(資本金＋資本剰余金)
10 億円超

3月決算法人の例

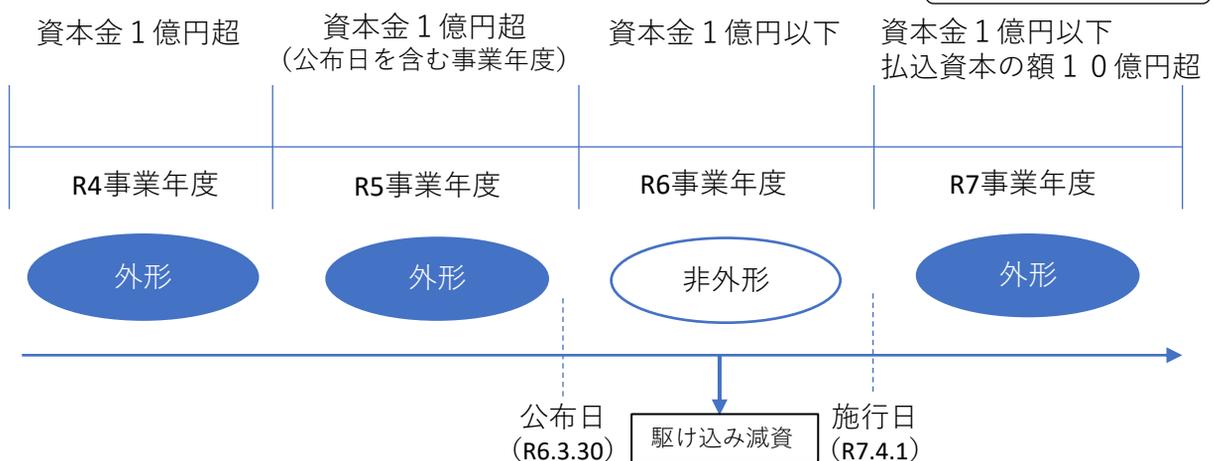


※施行初年度の経過措置

施行までの間に「駆け込み」で資本金1億円超から1億円以下に減資を行った法人が、施行日（令和7年4月1日）以後最初に開始する事業年度に払込資本の額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象となります。

* 公布日前日までに資本金1億円以下に減資した場合は、施行日以後最初に開始する事業年度に払込資本の額が10億円を超える場合でも、外形標準課税の対象外です。

3月決算法人の例



見直し（２）－１００％子法人等への対応－

(R8.4.1以後に開始する事業年度から適用)

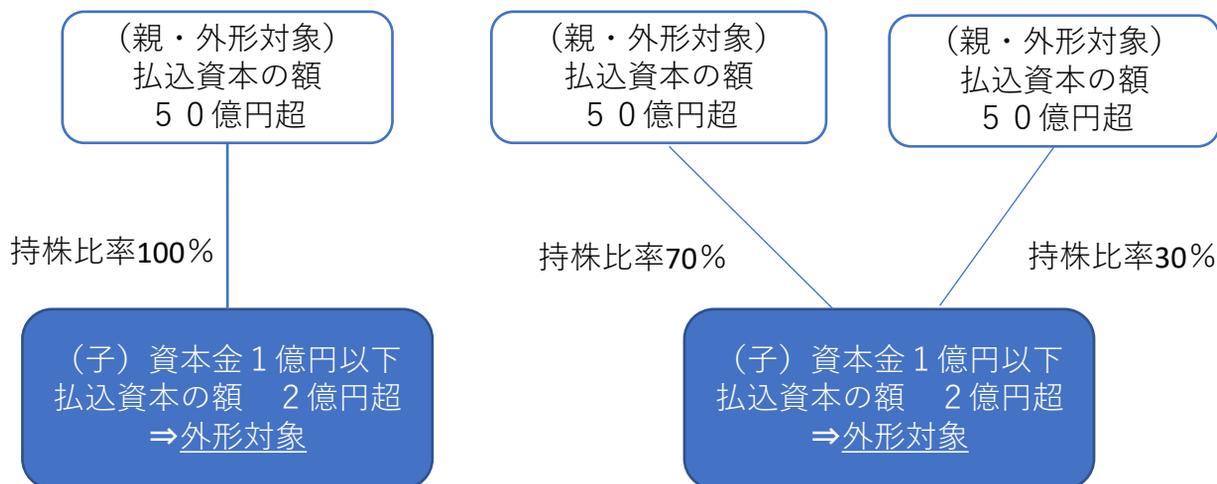
払込資本の額が50億円を超える法人等（特定法人）の100％子法人等のうち、資本金1億円以下で、払込資本の額が2億円を超える場合は、外形標準課税の対象となります。

外形標準課税の対象の判定は事業年度末の状況で行います。

* 特定法人が外形標準課税の対象外の場合は、その100％子法人等はこの措置による外形標準課税の対象外

<ケース1>

<ケース2>



※負担軽減措置

上記100％子法人等への対応により、新たに外形標準課税の対象法人となり、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合は、次のとおり税負担が軽減されます。

○令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度

⇒当該超える額の3分の2を軽減

○令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度

⇒当該超える額の3分の1を軽減

※中堅企業等のM & Aに係る配慮措置

令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画に基づいて行われる株式等の取得により100％子法人等となった法人等は、当該取得日を含む事業年度から、取得日以後5年を経過する日を含む事業年度までは外形標準課税の対象外です。

■内容に関するお問い合わせ先

福井県税事務所 課税第一課 TEL：0776-21-8272

嶺南振興局税務部 課税課 TEL：0770-56-2223

税務課 課税・市町村税G TEL：0776-20-0257